

タイトル	史料紹介：『厚谷家録』
著者	坪田，芳典；TSUBOTA, Yoshinori
引用	北海学園大学法学研究，51(3)：379-416
発行日	2015-12-30

史料紹介・・『厚谷家録』

坪 田 芳 典

【解題】

『厚谷家録』は、厚谷家記とも称され、松前藩の家臣である厚谷氏の家文書である。厚谷氏初代の厚谷重政は、いわゆる道南十二館の一つに当たる比石館（現所在地・・上ノ国町館野）の館主である。

この館主らは、長禄元（一四五九）年のコシャマイン蜂起を契機として台頭した武田信広に次第に臣従して行き、後には政権の中心を担うことになる。そして、この武田―蠣崎政権を前身として誕生したのが松前藩である。この意味で、松前藩政史を研究する上では、旧館主の家譜・系譜類は重要な史料となってくる。しかし、今のところ詳細な記載があり、かつ現存が確認されるものは、『厚谷家録』や『近藤家由緒書』（北海道博物館所蔵）のみである。他に、

『安倍下国氏系譜』（旧市立函館図書館所蔵）や『松前村上系譜』（北海道博物館所蔵）など簡単な系譜を記したものであるが、これらは、明治十六（一八八三）年に宮内省に報告するために松前藩主が旧家臣団に報告させたものをまとめた『松前家臣履歷書』（松前町史編纂室所蔵）を作成するために編まれたと考えられる。

そこで、本稿では松前藩政史の研究への一助として『厚谷家録』を紹介することにした。同書は、北海道社会経済史研究の先達である田端宏氏がその一部を引用紹介しているに止まる。^①ちなみに、『近藤家由緒書』については、北海道博物館が北海道開拓記念館時代に調査報告として紹介している。^②

さて、『厚谷家録』の旧蔵として確認されているものは、①北海道大学北方資料室（『厚谷家録』。以下、北大本）。②旧松前町史編纂室（『厚谷家録』。以下、松前本）。③北海道立文書館（『厚谷家録』。以下、道庁本）、④函館市中央図書館（『厚谷家録』。以下、函館本）の四冊である。しかし、③道庁本は「函館図書館蔵書」の文字があることから、④函館本のマイクロフィルム化したものであると考えられる。よって本稿では、これらのうち、記載が最も長期間に渡って欠陥が少ない②松前本を底本に、記述期間が重なる③道庁本、①北大本で補正した。補正の扱いは凡例で述べた通りである。

なお補足すれば、まず①北大本（『厚谷家録』）は、田端氏や海保嶺夫氏^③など幾人かの研究者がこれに拠っており、旧蔵本の原本である可能性が高い。しかし、前出の田端氏は、北大本が初代・重政から十二代・政恒までしか記述していないことから、初代の重政から明治・大正時代の十八代・庸彦までについて記した函館本（『厚谷家録』）の一部を写したものであると述べている。^④とは言え、②松前本も函館本と同様に十八代・庸彦までの記載があるのだが、どちらが旧蔵本中の底本かは判別しがたい。ちなみに、北大本の末尾には付箋が貼られていて、その筆者は不明であるものの、文中に「慶應二年に出し」と「老中」の文字が読み取れ、記述内容を調査した経緯が認められる。

最後に底本にした②松前本について補足すれば、昭和四十一年（一九六六）年九月二日に当時の大成村（現・せたな町）から松前町史編纂室に寄贈されたもので、写本を写真によって収めたものであるから非常に見えにくい。しかし、前述した通り、記述が長期に渡り、かつ欠損が少ない。また、十三代・政信以降の文化文政期の動向や幕末期の混乱を深めていく状況を知る上では、史料的价值が高い。加えて、同様の記載がある③道庁本や④函館本との比較検証もできる。よって、こうした理由もあって本稿は底本とした。

以下、内容に関して述べておきたい。初代の重政は「胡奢魔允」（コシヤマイン）が蜂起した際、『新羅之記録』では多くの館主と同様に陥落の憂き目にあっているのだが、『家禄』では、武田信広と共に「諸館主ノ盟主」として推され、蜂起を平定したことになっている。この記述を単なる潤色として見て良いのだろうか。田端氏の言うとおり、「この内容の史実としての正確さは信じられていない」が、今後はこういった「潤色を通して考えておくことも必要」となってくるのではないだろうか。加えて言うなら、最近では「いつ、だれが、なんのために偽造したのがわかれば、近世史研究にとって興味深い研究材料になる」と評価する動きも見られる^⑥。また、十三代・政信以降の記述には、『前家記』に近似の部分が多数あることから編纂時に参考にしたことが伺えるが、幕末期における正義隊の動向や藩主・徳広の自害等といった藩の正史では取り扱われなかった出来事もあり、非常に興味深い。

最後に、本史料の閲覧及び調査にあたつて様々なご助言、ご協力を賜った松前町教育委員会の前田正憲氏には厚く感謝申し上げる。また、北海道大学アイヌ・先住民研究センター客員教授の佐々木利和氏にはひとかたならぬご助言を賜った。末尾ながらお礼申し上げます。

【凡例】

本史料の紹介にあたっては、次のような編集方針をとった。

一、本紹介では、松前本『厚谷家録』を底本に、道庁本と北大本によって校訂を加えた。各テキスト間に異同がある場合、その箇所の右傍らに（道「―」）（北「―」）としてそれを記した。

一、漢字は原則として常用漢字を用い、常用漢字表にないものは原文のままとし、当て字は原文のままとした。合字は用いず、適宜、仮名に改めた。例えば、𠂔（より）、而已（のみ）。また変体仮名は平仮名に改めた。例えば、江（え）、之（の）、乃（の）、者（は）、茂（も）、而（て）。

一、読解の便宜のため、適宜、読点「、」、並列点「・」、句点「。」を施した。

一、本史料を理解するに必要な年号やふりがななどを右傍らに（ ）で補足した。

一、明らかな誤字は右傍らに（ ）正字を示し、意味不明の場合は（ママ）と記した。脱字は右傍らに（「―」脱）、「―」脱力）で示した。

一、破損・虫損・汚損などで判読不能の場合は、字数が推定できる場合は字数に応じて□で、不明な場合は「―」で示し、判読不能の事由は表示しなかった。

【翻刻文】

祖先は、畠山家足利陸奥守源義家と称す。義家三男式部大輔義国なり。義国三男源義康、足利陸奥守内昇殿たり。義康長男義房、足利判官に任せらる。義房長男義清、足利矢内判官にて水嶋役において戦死す。義清長男義兼、足利上総介秩父畠山重忠の未亡人を娶り、長子兼純を生む。鎌倉の命により、畠山家を継ぐ。秩父全郡を領す。

第一代 重政（しげまさ）（四九九）（不詳―長祿三）

厚谷右近将監、後に備中守と称す。実は畠山重忠の弟重政なり。今を遡る嘉吉元年、北海嶋（道）（蝦夷地）に渡るの後に厚谷と改む。古昔下毛足利に住す。南北朝の頃、大和に割據し暫く関東の同族に依りて報復を図らんとせしも此の時（道）は義満の全盛に再会し、諸侯安を儉みて事を好まず。志ならざるを知りて国を逃れし。翌年嘉吉元年夏五月、陸奥国田名辺に至り之れより舟を浮へて、北海嶋（道）（蝦夷地）の比石港（比）に来舶す。西は洲根子崎、長く海中に突出して自ら塙壁を築き、其の間に介在して渺々たる海に枕み南は木ノ子、汐吹を隔て、東は石崎川を控へ頗る地利を得、茲に本藩館を築き、西部比石に居城す。帷幕紋章は五三桐（五三）円（マ）に二つ引龍なり。

時に享徳元年夏六月、東部の夷酋に胡奢魔允（コシャマイン）なるものあり。標悍能く兵を行り、砦を各所に築き、東部を恣にせんとす。我が軍頻りに北漸するを憎み、心私かに事あらんことを祈りし時なれば直に檄を夷族に伝へ、大軍を率ひて諸館主を殲滅せんとせり。其の勢ひ猖獗殆と当るべからず。

諸館主の乱に興りしもの誰々なるや曰く、大館館主下国定季、上之国館主蠣崎季繁、石崎館主厚谷重政、乙部館主今泉季友、根部田館主近藤季常、原口館主岡部季澄、穂内館主薦槌季直、志苔館主小林良景、木子内館主佐藤季則、茂辺地館主下国家政、与倉館主相原政胤、箱館館主河野政通、脇本館主南条季継、蠣崎季繁客将武田信広等殆

と其族を尽したれとも至る所、蝦夷の兵燹に罹りて孤城落日の光景慘又慘たり。胡奢魔允^{コシャマイン}大軍を率ひて諸館族を攻むるや当時諸館主の盟主として推重せてる、上ノ国館主客將武田信広、石崎館主厚谷重政の二人羽翼漸く成り竊に時の至るを待つ。時に撼天動地の活劇や果して如何に。

〔四五六〕
康正二年五月、胡奢魔允^{コシャマイン}同族のために帯軍を起すや。至る所の蝦夷蜂起して之れに応ず。仇を見て報するは彼等神の命なりと信すればなり。東は勇弘より、西は余市に一線を引きたる西南に跨りたる一帯の地域悉く兵燹に罹り、諸館主各地占拠すれとも自て衛るに汲々として、敢て外に邀^{むか}ひ戦ふものなし。

不俱載天の讐、不俱載天の讐連呼して射ること雨の如く、猛ること虎の如し。我軍威を棄て、壘に籠り、門を杜つて出でず。蝦夷山陰くも河深くも物ともせず。進み進みて上ノ国を攻む。諸館主豪族防ぎ戦ひと衆寡素より敵せず。一戦して大館城に逃る蝦夷逐ふて肉薄す。喊天地を撼す翌れは。

〔四五七〕
長祿元年四月、夷軍益々蝟集し、一を失ひは二を増し、只見る浮鹿子の如し。角笛一度鳴れば矩を離る、阿伊の雨一尺二寸の箭雙羽空を箭つて鹿骨の戈頭は大杵の如く。襖を作りて突き入る勢ひ怒濤の如し。山に登りて射降す。地を穿ちて攻め入る。

諸館主新手を更へて尽夜息をも吐かせず、能く戦ひと蕞爾たる一孤壘外援絶へて力尽き坐して醜夷の毒刃を待たんより暫く避けて再挙を図らんと士卒を率ひて舟を浮ふ。対岸は近く茂辺地は下国家政の守る所。箱館館主河野政通、寄寓して愈々再挙を図る蝦夷勢に棄して諸館主を攻むること益々急なり。山河尽く夷軍割據し、胡奢魔允^{コシャマイン}箱館にあり。置酒して頭首を犒^{ねがひ}へ意気天を衝く將を射るものは先づ、其馬を射れ。衆夷部署を定め、諸館主の出づる道を塞きて、大館城重圍に陥り、鯨波の声城内に松樹を吹て習々たり。各館主援はんとして得ず。外城既に壞れて將に醜夷の茄毛を樓頭に見んと。危機実に間一髪。

胡奢魔允コシャマイン全力を徳山付近に注ぐ。我軍巧に擒縦して付近の禍を紓へ一卒をも損せずして能く醜夷を奔命に疲てしむ。各将は只命を奉して兵を進退するのみ。諸館主、夷軍の益々腐集して山川草木皆醜夷ならざるはなり。接戦して彼我の聖霊を壮ふを忍ひすとなす。機の熟するを今や遅しと俟つ。英傑の心事凡光霽月の如し、虎穴に入らすんは虎児を得ず。信廣、意始めより期する所、謀略図に当り夷酋専て勢を西辺に集め、胡奢魔允コシャマインの本拠宇須岸は僅に守るに足るのみ。此期に乘し信廣主将となり。諸館主従卒一千八百有余名、木子内山道を越へ、大野を経て、宇須岸に向ふ。胡奢魔允コシャマイン父子、宇須岸にありて大館城の陥落を鶴首して待つ。一夷馳せ来りて変を告ぐ。敵軍闇に紛れて此地に薄る。早く備へざるへからすと。

胡奢魔允コシャマイン笑て曰く、猪口才なる振舞よな一千二千の兵卒とも物の数かはせん。蟪蛄の斧を揮ふて龍車に向ふか如き類のみ。己し為すか俤に委せ置け能く何事か得為さん。俘囚の婦女を集めて酒宴し敢て出てす。館外失喚の声漸く激し。副将重政館外に登らんとするも附子矢雨の如く面を向くへからず。遂に一策を案し、信広と共に強弓を挽き、鑿の如き巨鏃空を箭つて門楣を貫きて夷館内に入る。衆夷恐れて之を胡酋コシャマインに示す。胡酋怒ること甚し。衆夷鞘を提けて起つ。時に重政の矢、夷軍部将の咽喉を貫かれて倒る。胡奢魔允コシャマイン之を見て、烈火の如く憤り憎くき小将者奴目に物見せられんと。暴虎の威を振ひ、父子鉾を並へて続けもの等と呼はり、乍て猪の向ふ破りに出つ。

信広か五人を兼ね、躬は養由基の神を得たり。六鈞の強弓に矢を矢ひ、瞳を凝らして狙ふ。胡奢魔允コシャマイン矛を小脇に抱へて進み来り。信広得たりと發つ。一箭颺と鳴りて飛ふこと電火の如く。遑もあてはこそ先なる胡奢魔允コシャマインの子其胸を貫れて倒る父酋驚きて身を轉ころめせんとする。其時早く彼の時遅く弓勢余りて胡酋の股を挫くじく父子重り合ふて倒る。鮮血淋漓として若草を染む。信広蝦夷を剿すは只此の一挙にありとなす。大刀を振りて躍る出て、胡酋怒る眼光欄々たり。愛児の仇思ひ知らさんと深手を負ひと矛を執りて起つさま万夫不当の勇姿一進一退相搏つこと煩刻

胡酋、蹇足して尚き屈せず。満身紅袍を着たるか如し。衆夷望見して来援すること益々饒く危機却て我軍身辺に迫る。

相原政胤、信広の急を知り、殊死して蝦夷と戦ひ、以て胡酋の援ふ近つかしめす。頗る苦戦悪闘して其部下を喪ふ。

信広、奮迅醜酋を斫ること三、重政部将を斫ること二、胡酋剛邁なれとも重傷を負ひて戦闘を続け氣力衰へて目眩む。躑つまずき仆たおれて遂に誅くびきらる。實に長祿二年三月二十一日。酋長父子と部将の首級を竿頭に結び、衆夷に示して曰く、酋長部将既に殺されて首を斬ること斯の如し。汝等敢て我軍に抗せは頭首所を異にするのみ。其所を退くべからすと大言に呼はる声、霹靂の如く。衆夷に響く威な震慄して、蟻の子と四散す。

河野政通、兵を率ひて来り会す。相原政胤の兵を収めて宇須岸に登る無人の境を行くか如し。館に入りて政胤を索む。遂に得す。林中に逃れ入りし俣其の行衛を知てすといふ。信広、政胤を失ふて歎くこと太たし。河野政通を留めて旧領に復せしめ、更に兵を勸して徳山大館城に向ふ。夷賊酋長父子殺されたるを聞き囲みを解て、所在相潰ゆ恰も渚水の堤を決して減退するか如し。

信広花沢城に凱旋す。重政石崎館に凱旋す。沿道老弱出て、跪拜し、簞食壺漿以て将士を犒ねがふ。蠣崎季繁館外に迎ひ、歎極て次くに涙を以てす。各将進みて館に入る。住民信広重政を崇拜すること神の如し。況や各館主其の危難を極はれたるを射す。各自方物を信広に贈りて戦捷を祝す。

時に長祿三年五月十四日、重政卒す。村民、重政を神に祭る。是れ石崎村荒神明神之なり。今に其古蹟存在す。武馨院殿厚源徳明大禪定門と諡す。

〔四九四〕
明応三年五月二十日、信廣逝す。荷遊院殿清巖涼眞大禪定門と諡す。

第二代 重時(しげとき)（不詳—(一五四八)天文十七）

厚谷備中守と称す。妻は吉岡館主・薦槌季直の女なり。

(一四九六)明応五年四月、東夷蜂起して宇須岸、志若、與倉の三館を陷す。相原政胤の子季胤、河野季通、小林良貞等自尽す。

同年六月、夷賊、大挙して大館を襲ふ。相原季胤の弟吉胤、村上政儀自殺す。夷賊遂に社寺を毀ち、悉く祝人僧徒を殺す。武田光広、蠣崎季繁(一五)、厚谷重時、下国政季等士卒を率ひ、舟百八十艘を櫂し、天ノ川より航して雨垂港に至り、大館に入りて之を鎮定す。

(一五〇二)明応十一年五月、東部の酋長・鹿野旬峙兄弟来寇す。(一五〇二)此時、光広諸將と謀り伴り(いっせ)和して、賊を城内に引入れ、置酒して之を誅す。其屍を立石野に一穴を堀り埋む。後世之を夷塚と云ふ。

(一五一一)永正十五年七月十二日、光広逝す。法源寺院殿泰巖蓼青大禪定門と諡す。

(一五二二)永正十八年六月十九日、重時卒す。功雲院殿俊岳義英大禪定門と諡す。

第三代 重形(しげかた)（不詳—(一五四八)天文十七）

厚谷十郎。後、左近と称す。(一五二八)享祿元年五月十三日、晦冥、暴風雨に乗して夷賊、大館城に入らんとす。義広、槍を振ふて之を刺す。衆夷恐れて潰走す。

(一五二九)享祿二年三月二十二日、西部の酋長・太奈計支来寇す。(一五三〇)工藤祐兼戦ふて之に死す。弟祐致、賊を瀬田内(道「セタルベシナ」)に邀ひ、剛強能く戦ひ智略能く図りて菱池に於て之を誅す。

(一五三二)享祿五年五月十六日、大雨あり。夷賊夜陰に乗して徳山城を覗ふ。義広、重形躬て之を卻く。

(一五三四)天文三年五月、義広和喜城に在り。大風雨す。大蛇あり。天ノ川南岸に遊泳す。相距る二十間程、義広射て之を

射殪す。為めに河水紅をなす。

天文十四年八月十九日、義広逝す。法幢寺院殿正嚴宗全大居士と謚す。

天文十七年八月二十三日、重形卒す。智覺院殿大勇祖山居士と謚す。

第四代 季政(すえまさ) (不詳―天正十八(一五九〇))

厚谷右近。後ち四郎兵衛と称す。妻は武田義広長女なり。

天正十五年六月、出羽国森山城主飛騨守季定乱を興し、同国檜山城主伊駒尋季兵を發して之を討せんとす。勢ひ猖獗當るへからず。蠣崎家は下国氏と婚を通し、下国氏は伊駒氏と同族たる。縁故を以て、季広援軍季政従ふ。士卒八十四人を率ひ、海路森山に至り。諸軍力を合せて城を囲む。城兵殊死して守る。容易に援くへからず。季政前門を攻め、季広後門を攻む。城壁に馬を進て、帰順を促かす。敵將櫓に上り、却て季広を罵る。季広怒て一矢に之を射殺す。敵勢沮喪す。城尋いて陥る。森山城主自尽す。

于時永正十六年五月、伊駒舜季、遙に渡嶋し来り。往年、森山ノ役に応援したる戦勞を謝す。一意同心を諦て、二なきを誓ふ。

九月十三日、瀬田(道「セタルベシナイ」)内の蝦夷・波志多伊(ヘシグイン)を上ノ国に置いて、酋長となす。知内の夷・知古太允(チコモクタイン)を東夷の酋長とす。

夷地貿易の制を定め、二酋長に倭米を領ち、諸国の商船をして之に給せしむ。之を夷役と云ふ。之より往来する船舶、上ノ国洋、白神洋を過くるときは必ず帆を卸して遥拝せしむ。

文祿四年四月二十日、季広逝す。後、法幢院殿心田永安大居士と謚す。

天正十八年三月二十八日、季政卒す。政岩院殿忠庵季政居士と謚す。

第五代 季貞(すえさだ)（不詳—元和(一六五)元）

厚谷文太郎。後ち、左仲と称す。妻は松前季広の五(通「名八千代」)女なり。

天正十八年八月十五日、慶広東上。九月十六日、入京。老中前田利長、木村秀綱に会す。將軍より俸百口を慶広賜ふ。以て遠来の労を犒ふ。同二十八日、初めて秀吉に聚楽亭に謁す。従五位下に叙し、松前志摩守に任す。更に新藩に列せらる。

十一月一日、慶広公帰藩す。是より寄合席・弓之間席・中書院席・中之間席・先手組席従士席・足輕等の七梯級定めらる。役員には家老・用人番頭・町奉行・勘定奉行・大目附・目附・吟味役等の役席事務制度定めらる。季貞、寄合席に列す。奥用人兼家老職命せらる。

元和元年八月十八日、季貞卒す。泰量院殿仁貞宗賢居士諡す。

元和二年十月十二日、慶広逝す。慶広院殿海翁永(マユ)船大居士と諡す。

慶長十三年正月二十一日、盛広公逝す。正心院殿月浦宗円大居士と諡す。

第六代 貞政(けい)（不詳—寛永(一六三)十四）

厚谷新下。後ち四郎兵衛(道「四郎左衛門」)と称す。母は松前季広の五女なり。妻は河野弥次郎右衛門越智季通の長女(22)なり。

元和元年九月十二日、家督相続す。近侍番頭・奥用人命せらる。時に同年十月十八日、西部支麻古麻幾より砂金出つ。赤神山より白銀を産す。公広、人文開花の要は道路を拓くにありと悟り、吏を遣はして領内の里程を定む。

元和二年四月、將軍家光巡見使を派して国郡里・落葉村・漁舎の辺境を視察せしむ。代官・分部右京亮、松田善兵衛来る。松前藩吏案内にて巡見終り、帰東す。之れ幕吏巡見の始めとす。

寛永十四年二月二十二日、福山城火を失し、火硝薬瓶に入りて爆発し、声殷々遠雷の如く焰々天を蔽ふて、光景

悽然城中雜揉して叫喚。数十町に聞え、公広道を失して、紅炎に包まれ殆ど危し。厚谷貞政・酒井広種、公広の倒れたるを見て身を遣して走せ寄り、貞政、公広を背負ひ愛宕町に逃る。之れ君公の焼死を免れたるは二士の忠勤に依る。

同年三月十三日、⁽²³⁾貞政、広種火傷のために遂に死す。公広公愍みて香資として今の久遠郡を領地に賜ふ。是より久遠郡厚谷家領地となり。運上屋を設置し、支配人を置き、年々収納金徴収す。酒井広種には太櫓郡を賜ふ。

貞政弟・重右衛門、別家厚谷政吉嗣子となる。

往時、門昌庵事件あり。無実の罪なりと伝ふ。伯巖和尚、斬首の命あり。古田信尹・厚谷重好、近侍より選れて、見届役として熊石に向ふ。俚使・高橋重郎、君命を伝ひて、門昌庵和尚、斬首せしに奇なるかな。河水朱く流る。首級は函に入れ、警固して熊石を發す。福山に向ふ途中江差正覺寺に一泊し、仏前に備置きしに其夜、首飛んで火を吹き出し、終に正覺寺全焼す。

時に福山城内に広き馬場あり。老松繁茂し、山あり沢あり池の畔に狐一匹尽寂し居ると告ぐ公之れを聞て、厚谷重好に命して之れを討たしむ。狐目(北「壁手を合せ」命を)を覚まし、哀れを乞はんと言ふもの、如し。重好曰く、君命許し難し。一発

放ちたるに狙規違はす。胸部を貫れて殪る馳せ寄り見るに赤毛の老狐なり。君公之れを賞して其銃を賜ふ。此の時、日将に青山に傾き、夕景なりしを以て殿中廊下に置き、諸臣一同就縛せしに豈料らん。重好一人一瞬時も

眠る能はず。熟度次第に重く益々劇しく、暴芙苦悶しつ、終に頓死せり。

是れか為め、君公其靈を祀らんとて其屍を城内に埋め、朱塗の社に鳥居三門を建て、赤狐稻荷大明神と号して、毎年九月十二日をとじて、盛大に祭ること、なりたり。之れより同家の嫡子発狂者出つ。後ち善吾と云ふ人あり。之れも酒狂者にて地所宅地家屋も酒にし、遂に酒の為に殪る。嫡子民五郎あり。早世す。故に世人之れを指し

て、狐崇なりと云ふ。誰も世襲に来るものなし。目下断絶す。

寛永十四年三月十三日、貞政卒す。(一六三七)マ 高岩院殿宗天禪定居士と諡す。

寛永二十年七月八日、公広逝す。(一六四三)生 公広院殿溪雲宗愚大居士と諡す。

第七代 政姓(一六五二)マ (不詳—寛文十二)

厚谷四郎兵衛と称す。妻は松前氏広の姉なり。

明暦元年正月朔日、家督相続す。(一六五五)マ 近侍番頭となる。

同年三月三日、氏広公、將軍家家光に謁す。(一六五九)マ 封を襲く。

明暦二十年五月、西部の酋長・免奈宇計(一六六三)マ 叛く。蠣崎利広、厚谷政姓士卒五十六人引率して瀬田内に遣はして之

れを平く。

同 年七月五日、阿蘭陀船一隻、東部厚岸に来舶す。(一六六三)マ 舟の長さ三十尋、幅七間余。詰合役人・小山弥兵衛、

小盛岡周、検査尋問す。船尋いて開帆す。

政姓弟・尚政、松前主膳広義の嗣子となる。

妹・てる、松前宗卿の妻となる。

慶安元年八月二十五日、氏広逝す。(一六四八)マ 氏広院殿直心宗性大居士と諡す。

寛文十二年五月二十七日、政姓卒す。(一六八六)マ 華嶽院殿孤蓮政姓居士と諡す。

第八代 政国(一六八六)マ (不詳—寛文六)

厚谷六左衛門と称す。母は松前氏広の姉なり。妻は蠣崎利広の長女なり。

正徳三年十二月朔日、家督の命を受け、近侍番頭となる。

〔寛安二・一六四九年〕

翌年五月十三日、高広公東上。將軍家光に謁して襲封す。家老・下国季則、番頭兼用人・厚谷政国扈從す。

〔寛ママ〕元永元年六月、東夷擾る。兵を遣はして之れを平く。⁽³⁰⁾

〔寛ママ〕元永五年六月十一日、高広公夫人逝す。⁽³¹⁾ 高嶽院殿玉簾貞深大姉と諡す。

〔寛ママ〕元永五年七月五日、高広公逝す。⁽³²⁾ 松前院殿感眞理英大居士と諡す。^(兼臣判水)

〔寛ママ〕元永五年三月十五日、政国故ありて寄合席除かれ、弓之間詰長となる。⁽³³⁾ 六月、剃髮して源空と改む。

〔寛ママ〕元永六年九月十二日、源空卒す。寂嶺院殿源空大禪定門と諡す。

第九代 重愛^(しげあひ) (不詳―享保五)^(しほご)

厚谷四郎兵衛と称す。

〔寛五五・一六六五年〕
〔寛五五・一六六五年〕
元永五年十月三日、家督の命を受け、近侍となる。

〔寛五五・一六六五年〕
〔十一日〕
同 年十月十日、矩広公東上。將軍・家綱に謁して襲封す。家老・松前広政、番頭・厚谷重愛扈從す。矩広

公、從五位下志摩守に任す。

〔寛文六・一六六六年〕
〔寛文七・一六六七〕
同 年秋、穀葉登らす、民大に飢饉す。蓄ふる所の穀類を出して、以て貧民を賑恤す。

〔寛文七・一六六七〕
翌 年正月、大雪あり。十二日の夜、町役所火を失して、重要書類を焼く。余焰民家に及び、町奉行・佐藤

宗卿、責を受けて屠腹す。

〔寛文七・一六六七〕
〔寛文九・一六六九年〕
寛 永 六 年 六 月 十 二 日、巡見使・松平新九郎、中根右衛門来る。福山市街を検見して東帰す。

〔寛文九・一六六九年〕
〔シブチャリ〕
同 九 年 五 月、東夷支武茶利酋長乱を作す。松前八左衛門、厚谷四郎兵衛、教命を奉して東征す。遂に比保久^(ヒボク)

に於て酋長を誅す。乱即ち平く。

〔しほご〕
享保五年十二月朔日、重愛卒す。大広院殿祖道忠信居士と諡す。

第十代 政寅(まことしむ)（不詳—寛保三）(一七四三)

厚谷舍人稱す。松前主水広時第二子・広政なり。

享保六年正月二日、重愛の嗣子となる。家督の命を受け、近侍番頭となる。

（享保六、一七二一年七月二十八日）

享保七年二月朔日、邦広公、將軍・吉宗に謁して襲封す。従五位下に叙し、志摩守に任す。家老・松前内記、用

人・厚谷舍人渚す

（寛保元、一七四一年）

同 年七月十六日、大嶋、鳴動噴火し、灰砂交々降り、晦冥夜（北、暗夜）の如し。十九日、大雨海中大に鳴り、明朝に

至て海水漲溢し。根部田より熊石に及び、凡四十四里の間、其害（の）を蒙り、家を壊りたる七百九十八戸、船を破る

こと一千八百六十一隻、溺死するもの一千五百四十七人。此の災害に罹り、人畜の死傷挙げて数ふへからず。死屍

累々として、海岸に靡爛し。其惨状目を蔽ふ。八月十八日、立石野に無縁堂を建てて、不告の亡霊を弔ふ。

十二月十六日、天大に曇り、数十里の間黒灰を雨てし、積むこと三寸余に及へり。

（一七四三年）
寛保三年二月十八日、政寅卒す。天庵院殿宗厚政寅居士と諡す。

第十一代 政元(まこと)（不詳—寛延三）(一七五〇)

厚谷六左衛門と称す。下国七郎兵衛の第二子なり。政寅の嗣子となる。

（一七四三年）
寛保三年三月朔日、家督の命を受く。近侍番頭となる。

（元文五、一七四〇年十一月）

同年四月二十一日、資広公東上。吉宗に謁して封を襲ふ。従五位下に叙し、志摩守に任す。家老・松前広次、用

人・厚谷政元扈從す。

（十月）
八月朔日、稻生下野守、教命を伝へて曰く、資広一万石に班せられ、従五位上に叙し、若狭守に任す。

（一七五〇）
寛延三年九月十二日、政元卒す。華岳院殿一山政元居士と諡す。

第十二代 政恒(まさつね)（不詳—文化十一）(一一八—一一六)

厚谷新下と称す。下国新五兵衛の第二子なり。政元の嗣子となる。母は下国岡右衛門季郎の長女なり。

寛延二年十月朔日、家督の命を受け、近侍番頭命せらる。

明和二年九月十二日、道広東上、將軍・家治に謁す。襲封し、従五位下に叙し、志摩守に任す。

同 五年十月二十六日、道広、右大臣・花山院常雅の女を娶る。諸太夫・本莊豊前守、一色治部少輔、松前藩

家老・松前広雅、近侍番頭・厚谷政恒扈從して福山城に入る。

安永元年六月、魯人、東部臘虎嶋に来る。我夷民を害す。夷人報復して魯人十五人を殺す。余衆海を越て逃る。

安永七年五月六日、魯人二十九人、霧多布に来る。通商を乞ふ。詰合役人・新井田大八、屢会见して終に海外と

通商するは国法の嚴禁なる所以を諭して還てしむ。

文化三年三月、政恒隠居す。

文化十三年八月十六日、政恒卒す。恵光院殿智教恭覺居士と諡す。

第十三代 政信(まさのぶ)（不詳—文政三）(一一八—一一〇)

初め弥太郎。後ち弥五郎と称す。

文化三年未年四月朔日、家督の命を受け、近侍となる又近侍番頭命せらる。

文化四年三月二十二日、章広公、將軍の台命に曰く、蝦夷地方は外国に接近し事、容易ならずと認む。全嶋を牽

けて幕府に攻むへし新采地の如きは、後命を待つへしと。何ぞ其人を愚にするの甚めしきあらずや。之れ松前家四

百有余年の故地を離れて浪々の諸侯となる。眞に憐むへし。

同年六月朔日、移封費として三千両を賜ふ。新に常陸国・陸奥国二郡の内にて実数一万石を賜ふ。是れ全嶋

山河丈尺寸の領地なし。噫々君臣感慨無量、先勞の墓地を後にして新領地に移てざるを得ず。

(文化四年)
同年十月十二日、新領土陸奥国梁川(一〇七〇)及(一〇七〇) 図籍を工藤多仲を派して、之れを受けしむ。

(文化四年)
同年十一月五日、章広公、挙族舟を浮へて梁川に向ふ。万在の熱涙面を折つ。霏雪と共に恨み長へに尽きす。仰けは城頭の層樓依々として招くか如く、参天の松樹綿々として招くか如し。嗚呼舟中の君臣父子の情果して、如何に梁川に封を移されしか。元より歳入足らずして従来(一〇七〇)の官臣を養ふ能はず。依て士卒二百八十六人の仕籍を削る。松前家に由緒ある諸臣のみ従ふ。

(一〇七〇)
文政三年正月二日、政信隠居す。政信妹は下国工馬室となる。弟・政方は桜井仲養子となる。妹ヤス、飛内嘉四郎妻となる。

(一〇七〇)
文化元年十月十六日、政信卒す。義清院殿直指法輪居士と諡す。

(一〇七〇)
文政四年十月二日、政信妻ミヨ卒す。転身院殿蓮妙話大姉と諡す。

第十四代 政幸(一〇七〇) (不詳—文政八)

(一〇七〇)
厚谷恭内と称す。妻は飛内信四郎長女・楽。母は蠣崎広種(道二女)の二女なり。

(一〇七〇)
文政二年正月三日、家督の命あり。近侍番頭命せらる。

(一〇七〇)
文政二年十二月七日、章広公、將軍の台命に依り、往来東西夷地を挙げて直隸す。爾来、夷を撫し地を拓き百事畢く挙り。幕下北顧の慮なし。而して思ふに汝草創の故家数百年の統轄たるを以て全嶋を還す賜ふ。則ち彼の地の措置に放けるや。官政を遵守して敢て怠懈するなかれ。且つ辺界の守備に至りては、益々以て戒飾を加ふへし。南部・津軽の戌兵は皆其国に還し、万一事ある時に臨み、之れをして応援せしむへし。章広公父子旧領に復するを得て悉雲俄に開き、一族臣下怡々として笑へる花の如し。

〔文政五、一八二二〕 文政四年二月朔日、良広公初て東上。將軍家慶に謁して復封を謝す。

〔文政五、一八二二〕 同年二月二十三日、梁川治所を幕府代官・杉莊兵衛（道、庄兵衛）に引渡し、二十八日、家老・松前内記、用人・厚谷

恭内派して福山城の受授を了す。三月二十九日、君公舟を浮（道、陸常事なく）かへ松前城に移る。四民歓呼して之れを迎ひ、歓極りて次くに嬉涙を以て歓喜雀躍万歳の響山川に満（道、湧かぬ）つ。時には是迄、寄合席に限り家老職たるも此の後、人才登用（符）。準寄合席設けらる。

〔八二五〕 文政八年十月八日、政幸卒す。心教院殿直翁顕旨居士と諡す。

時に往時、重政武器携帯此嶋に渡り、蝦夷鎮定す。此国主たらん野心せるも茲に武田信広ありて、作戰計画他館主に勝る故に服従す。其後代を逐ふて更に武器供給し、松前家より武器備付ありと評されたり。況や当家禄高外に問屋株運上金収入ありしたため、古今未曾有の栄華を極め、其全盛殆ど国主に劣らぬ光景なり。満つれば溢る盛んなれば衰ふ如く。或夜、問屋火を失し、家屋土蔵八棟を焼き、累代の宝物概ね焼失の不幸を見るに至れり。然れとも新築工事成り。翌年十一月、全部竣成。問屋株開店す。

第十五代 直之（なおゆき）（不詳―天保十四）（一八四三）

初め四郎兵衛、後ち六左衛門と称す。父・恭内長子、母は飛内信四郎長女なり。妻は青山莊士長女なり。長男・竹三郎、出生後、離縁となり、後妻は細界太佐士の四女を娶る。

〔一八二五〕 文政八年十月十五日、家督の命を受け、近侍番頭命せらる。

〔文政十一、一八一九年〕 同年十一月十八日、昌広公、將軍・家慶に謁す。従五位下に叙し、志摩守に任ず。襲封し、家老・松前監

物、番頭兼用人・厚谷直之（符）に従ふ。

〔文政十一、一八一九年〕 同年十二月六日、君公、將軍より肥前守次ノ刀一口を賜ふ。是れかつて良広公、大城経営に当り献金した

る功を賞したるなり。

文政九年五月二十三日、魯船室蘭に來泊す。（マ）又厚岸に一隻來舶す。直てに一番隊、二番隊を出して之れに備

ふ。翌二十五日、無事開帆す。

弘化元年八月、古来より所有の船泊問屋株、家来・勘右衛門に譲り、久遠運上問屋株、家来・瀬左衛門に譲り、

福山大松前町屋敷三百坪一ヶ所、西館町屋敷六百五十坪、同上勘右衛門に与へて曰く、汝等家業を勉勤すへし。かつて管内民庶賑濟所、町役所内に置く、問屋とも荷口銭の幾分を積み、若干の金高に応じ資本の大造なるに足らん貧民を濟ひ、市民を賑はしの道を大いに振起する方法設けられ、邦家のため実行せよ。又将来、我家のためをも造ることあるへしと訓諭す。

天保十四年四月十三日、直之卒す。享年四十三。直峯院殿之山良忠居士と諡す。

直之弟・権五郎季貞、後ち国書と称す。下国金左衛門季宥の養子となる時、父・恭内政幸より五郎入道宝龍齊正宗大刀一口、挾箱一輦、慰斗目長上一具貽り、下国家嗣子となる文政七年四月朔日、章広公に謁す。家督の命を受け、近侍番頭となり、後ち累進して家老職命せらる。廃藩置県後、隱居す。長男・邦衛相統す。妻は高橋熊雄（道「高橋傳五郎」）の妹なり。長女は下国貞之丞妻となり、次女・レン、三女・イツあり。

明治十六年五月二十八日、秀貞卒す。広岳院殿仙翁秀貞居士と諡す。

直之弟・恭三郎、後ち策馬長和と称す。飛内長贇の養子となる。此とき父・政幸より彦四郎貞宗刀一口長上下、並に挾箱一輦賜はり、飛内家嗣子となる文政八年十二月、家督の命を受け、十四歳にて近侍扈從となり。十七歳にて近侍番頭となり、累進して町奉行となり、後ち家老職に輔す。準寄合席に列せらる。

妻は新谷協、妹・雪なり。長女・房、嶋田興次男・岩美簪養子となり。長男・兵太郎、長女・義、二女・作、三

女・信の四人あり。岩美氏、召出奉公近侍扈從となり、又納戸役に輔す。廢藩後、私立学校設立す。士民の子弟、数百有余名収容教授す。

ちなみに飛内に忠僕・九助といふ者あり。氣焔談に曰く、厚合家の由緒より飛内家の來歴を語りて人に誇る。身自ら我か物の如し。況んや兩家代々君側に侍へり、主人登城の際、遙か向ふに家老供揃にて徐々に歩めり、態と近付き、君公御召と声をかけて前に進み行く例なり。九助何より憾（道氣持好）快と語り、其得意思ひへし。故に之れを記す。

第十六代 永保（ながやす）（不詳—明治三十四）

初め竹三郎。後ち兵部、又武市（道武市）と称す。直之の長男にして、母は青山壮士の長女なり。

天保十四年五月十五日、家督の命を受け扈從となる。又、近侍勤（め）となる。

嘉永二年六月十二日、北蝦夷地久奈尻奉行警衛として厚谷兵部、片岡小伝治、小杉百人、医師・桜井小膳、外二十三人命せられを在勤す。各自食用品詰取の戸棚に貯（く）置（置）。夜間怪獸來り之れを食ふ。如何に戸締嚴重にせるも不思議に戸を明け自由に這ひ入り徒食すること数日なり。毎夜寝ぬる能はず。大いに困難せり。然るに桜井小膳の処には怪獸來らず。兵部、小伝治同宿して其所以を問ふ。桜井氏曰く、武士は彼れの如き妖物に迷はざる、ものに能すと冷笑す。時に小杉百人は剛膽勇武の士にて、或る夜、妖獸に向つて何故に桜井の席に赴かずや妖獸行れぬさまをなして苔ふるもの、如し。愈不審極れり。此に於て一撃の下に殪さんとす。翌晩夜、具を被り、銃を懷口にし來るを待つ。夜王果して來く点を定めて銃殺せしに顔面白き妖獸なり。之れより桜井氏に就き、勤番中、仏学研究し、真言秘密の法を得授せらる。嘉永四年六月、帰藩復命す。其獸皮を主君に獻す。大いに賞讃せられたり。

其後、小杉家に生る嗣子は、極めて白子人のみ出つ。之れ称して妖獸の祟りなりと云ふ。
嘉永四年六月十八日、近侍番頭となる。

嘉永六年五月、江差奉行となり、勤番中、収納金一千両、関川茂兵衛に預けたるに、上納期に調達不可能のため

職務上過失となり、謹慎命せらる。此時、妻・喜於、嗣子を懷にし、早籠にて関川に向ふ。既に金員調達しあり。

直に受領帰福し、御殿に出頭。兵部に代り、上納す。家老中議して上聞に達し、謹慎解かる。又、近侍番頭となる。

文久三年四月二十七日、崇広公、將軍の台命に依り、寺社奉行となる。兵部、用人にて東上。

元治元年七月七日、崇広公、累進して老中並となり、海陸軍奉行となる。兵部、御旗奉行御供頭にて、登城順序

は真先に金校先箱供、頭馬上にて前後武器道具揃にて、君公籠に召され、供頭籠脇其他警固の士卒従ふ。威勢堂々、

投足答礼百万石の大名も此の物頭の指揮に従ふ。実に天下を驚かしたり。

同年十月十五日、崇広公、従三位下四品に叙せられ、加判の列となる。長防の所置を専任す。其得意想ふへ

し。

慶応元年四月二十八日、崇広公侍従に任せらる。同年九月二十一日、海陸軍総裁に任ず。時に兵庫開港の議起り。

崇広公専ら事処理す。惟らく既に条約を結び、又攘夷封鎖を議し、若し信を外国に失ふ時は、大乱を来さんことを慮はかり、一心の安危を度外に置き、断然兵庫開港は許すに決す。兵庫の開港は実に崇広公の英断に従る。此に於て議論紛々たる事、朝廷に聞す。終に天譴を被る官位召上られ国に就きて謹慎すべきを命せらる。

翌年正月八日、帰藩せらる。慶応二年四月二十六日、崇広公謹慎中熱病に罹り、享年三十八歳にして逝す。

明治元年三月十日、兵部隠居す。長子・重信相続す。廃藩後、兵部、武市と改名す。

明治三十四年七月十九日、武市卒す。七十五歳。大乘院殿武翁全一居士と諡す。

明治三十八年三月二十七日、喜於卒す。享年六十五。厚德院殿戒円妙香大姉と諡す。

永保弟・重嘉、厚谷清と称す。分家となる。新規加藩中之間席に列せられ、近侍扈從となる。砲術研究のため他

国に留學命せられ、帰藩後、大隊長となる。廢藩置県後、吉岡村戸長となる。明治十九年九月十九日、卒す。^{〔一八八六〕}享年四十三。淨願院清譽重嘉居士と諡す。

永保弟・一学、後ち逸學と稱す。麓家を嗣く。十五歳にして近侍扈從となる。明治二年二月、一番隊々長となりて二股ノ役、賊と大いに戦ひ戦功あり。廢藩後、江良町戸長となる。^{〔一八六九〕}

永保妹・京、桂吉右衛門妻トナル。明治十九年九月四日卒す。^{〔一八八六〕}梅壽院妙永香清大姉と諡す。

第十七代 重信^{〔一八五五〕}（嘉永五―）

初め小金吾^{〔小字〕}と稱す。後ち慕と稱す。母は、松前監物長女・喜於。松前右京^{〔道〕}の姉なり。

松前監物祖先是村上家にして、松前家より氏を賜はり、監物父・小字繰五郎。後、監物と改む。諱は広長。松前第十一代候・邦広の五男にして、博學強記なり。松前秘府、松前舊事記、松前誌、松前古事記、其他編述数あり。画は、池大雅に學ひ、大雅より霞撫の印を貰ふて、後ち霞撫と款したる画多し。蠣崎波響の叔父なり。波響、最初画を學ひしは此人なり。晩年老国と号す。享和元年辛酉夏五月十日、卒す。年齢六十五歳。広長院徳峰常憐居士と諡す。

又、其弟に晴美なるものあり。初め松前勘解由の嗣子となりしか。後ち離別となりて、更に柴田舎人の婚養子となる。初め其弟に富治といふあり。舎人の婚養子なりしか。不幸にして短折す。晴美、其後を襲ふ。不倫の極点ならん。其弟に脩丸。専念寺の住職となる。

妹・サト、蠣崎民部の妻となる。妹・友松、前伊予妻となる。^{〔三八〕}

監物先代より、^{〔北〕}及部村を領す。寄合席に列る。松前広輔といふ人あり。故ありて屠護す。^{〔道〕}妻の一觀髪を剪り、尼となり殉死せんと決心す。白無垢に朱衣を着す。棺桶に這入り、息ある限り、念佛を唱ひつゝ、終に絶息す。夫婦

死を以て罪を謝す。遺歌あり曰く、

身をくたき 胸をはのかに こかせつ、 いへをけかをく この世なりたり

故に瑕瑾なし。村民慰みて神に祭る。今の及部村川裾明神、是なり。後ち両体を本造彫刻し、金箔塗肖像となし。同家有為の生仏なりと崇拜す。十七代重信の母・喜於、当家に嫁するとき、一觀女の仏像と守刀一口、小判十枚持参す。後世同家を呼称して、一觀坊屋敷といふ。然るに厚谷家八代政国、故ありて寄合席除かる。弓之間席となる。武士の恥之れより大なるはなし何れそ死を以て、之れを贖はんや。敢て再興の勇氣なり。薙髮して僧となり。其意氣地なきこと譬ふるものなし。其後代を逐ふて再興の士出でず。十五代祖父恭内直之は智勇兼備、且つ丈武に達し。是そ瑕瑾再興の念深かりしと聞く。近侍より用人となり。既に再興内命中不幸にして病に罹りて卒す。惜哉。

重信、^(一八五二)嘉永五年九月二十八日、愛宕町三番地に生る。崇広公より小金吾と名命せらる。

慶応元年正月元日、部屋詰にて召出、奉仕す。近侍扈從となる。

当家の僕・与助と云ふものあり。其の談に曾て、^(永保)兵部の供をして東上せしに^(道「東海」道駅)駅々、旅館に宿ると人数を問はる。

与助曰く、上下五人馬共なりと答ふぬ。余る小皿物等は己れ寢酒肴にして満腹す。翌日、賄勘定するに何れの旅泊にても請求するものなし。^(道のみ「或る日京崎原に」)又、近藤族・古田益雄、^(永保)兵部相携ふて、散歩せしことあり。与助供し行けり。

或る旗亭に登り、窈窕たる美人等に圍繞せられて、離亭に入る。縁側前に^(道「蓮池」)園庭池あり。金魚・鯉・鮒等、遊泳せるを詠めつ、酒筵を開き、次の坐室にて僕等杯を酌み乘めり、宴酣はなる頃に至り、^(永保)兵部戯れに芸妓を捕へ、池に投棄せんといふ。彼美人意あらは投けて見よ。妾苦しからず。只衣服を償ひよ。幾何やと問ふに五十両と答へて、冷笑するもの、如し。勢ひ止むを得ず。価にて済むならと云ふや否や彼の美人を雑風と池に投げたり。隣室にて此物音を聞き出て行き、見るに此は如何に美人池に溺る。与助、池に這入り芸妓を抱き揚げたり。即く五十両と酒肴料

を払ひ、悠々然たり歡々然たり。意氣揚々として帰館す。美人等送り出て、何卒旦那を連れて、又御出てて乞ふと、与助必す来る約を結びて別れたり。

其後、崇広公、(水保)兵部(道)を供をして行けり時に、或一郭の結構壯麗、其美至れり尽せり。(道)此時、崇広公、福山産の海

苔羽織を着し、昆布帯を召して旗亭に入る。誰も気付くものなし。君公、(永保)兵部に焼昆布を命す。隣室にて昆布数十枚、火に炙り調理す。酒酣に至り、君公自て羽織を割いて火に炙りつ、来会者に与ふ。初めて福山海苔と焼昆布を食ふもの其美味大に賞讃す。交々来る全員に与へたる結果、酒席満員各自独特の諸芸其盛んなること層一層の花を散らして帰館せり。

松前侯の海苔羽織・昆布帯の奇談、後世に遺ると共々自国の名産を紹介し併せて国に就き、大いに海陸産業発展せられたり。実に崇広公の得意思ふへし。与助常に余に語り、是非都会見物せよと余年十七、戊辰ノ乱に会し、暇を取らせたるに泣きの涙を流し別る。(道のみ)乱平きて後、尋ねたるに与助盲目になりて、此々死せりと聞く。

曾て崇広公時代、唐太〈今の樺太〉に於て、魯国人自倭に砦を築きしことあり。我藩、河合湯十郎を主役として出張。其節、鈴木織太郎其他四、五輩、河合と議論し、河合を頂戴致したき趣を上言し、用ひてし。脱藩して、江戸に出て昇準校に入り、其時、高杉晋作、岡啓助等と深く交り。其後、諸国漫遊すし帰藩す。脱藩の罪に依り久しく謹慎命せらる。河合は病死す後免せられて、学館の教授となる。鈴木と共に脱藩せしは、松前監物の子にして英邁の人なり。惜かな水に溺れ死す。下国東七郎は、佐久間象山の塾にありしか。此時、米人漂流して、蝦夷諸所に上陸し、国情を偵ふに似たるを以て、幕府厳戒し、幕府、松前氏に兵力十萬石に通すしやと曰く、然り又守る能はざるなりと。幕府怒る。遂に転封の議ありと予之れを聞き、愕然たり。藩に帰り、執政・下国弾正に請ひ、世勢を説き、藩政を改革し、国本を肇国にし、兵甲を畜ひ、砲台を築き、坊守の策を立て之れを幕府に上諫し、以て一

時の憂を免れ、将来を待たんと言ふ。藩主起て内に入らんとす。進みて其裾を引き、抗言す。遂に扞て入る。因て快々楽々す。居常放縱、藩金を私用す事発して幽せらる。後、脱藩して旅立。春候の邸に匿る。友人・勝麟太郎（後安芳）屢来り訪ふ。一日魂に帰藩を勧む。予曰く迫れ、即ち死せん曰死も亦可なり。三百年來松前氏の禄を食ふ。何ぞ其恩に報ゆす。脱藩して生を竊む^{ぬす}へけんや乃ち帰る。執政殺さんと請ふ。藩聴かす命して獄に下す。前後獄に在る十四年、鈴木織太郎、木古内村の関吏たり。予、三上超順と計り、間行して之れに説き、職を詳して福山に迫てしむ。三人相誓ひ、勤王の議を立て、全志を集む。是れ松前氏をして今日あらしむる以所なりす。織太郎をして説を執政に入れ、関西に赴き、世事を探らしむ。上京の途中、岩倉公の総督局を経、参謀・北嶋仙太郎に面し帰国。勤王の命を受く時に、慶応三年、奥羽騒然たり。是年二月、禁固を免され、下士となる。藩主・徳広公、江戸より迫る。盛岡に至れば、参政・佐藤大庫、来りて其入国を禁するに会ふ。従士・松井屯、其論を破り、進みて津輕三厩に至る。此夜、参政・関左守、輕所を飛して三厩に來り。入城を止む。数日に順風あり。遂に渡る。則ち、執政、参政諸有士來りて、其^{（の）}入城を抗拒し、下国安芸の家に鳴して、国政専らにし、予、乃ち諫言を呈し、出勤事に当り勤王の義拳たらんことを勧む。織太郎、超順亦諫言を呈す。皆達せず。予、函館に間行して、清水谷知府事、及判事・堀眞五郎、小野淳助、山東一郎等を見て、国情を詳尽す。又、知府事の徳広に出勤・国事に当り、勤王の義拳を勧むる書を得、賊臣を誅戮して勤王の兵を挙るを約す。執政等、我拳動の常ならざるを崇し、稍恐懼の形を見はし、藩主・徳広の幽を解き、之れを城内に奉し、而し、予等を殺さんと計る事、朝家に連なるを以て恐れて果さす。

徳広公曰く、余は病中なり。萬事、家老・下国安芸に委任す。汝等、安芸より指揮を受くへしと命し、終に守旧派を要撃し、毒刃に殪れたる人々は、左に守旧派の人々多く誤解し、今日に至るも正義派を恨むもの多し。

此際、罪を被りし人々、執政・松前勘解由、参政・関左守、遠藤又左衛門、町奉行・山下雄城、沖口奉行・蠣崎監三、蛭子憂十郎、因藤慎六郎、近侍には酒井湧味、高橋熊雄、上田造酒、関賜等なり。外に中嶋半九郎、今一人菅原悦三なるものは、正議士・議・渋谷十郎を介して、正議に入り、三士東七郎、織太郎、屯をいふ。暗殺せんを計ある事、自首すると雖も議を加ひて酒井勇味、上田造酒と結託して、前の三士を討つて約せしとのことなり。

関左守は崇広公代、古賀の塾に学ふ。其後、長崎に洋学を修行す。逃もし探索厳なる故、隠る、処なり。同寮・柴田矢太郎の宅に赴き自尽す。其時の時世の詩あり。

我不蹄地不跼天山外有山々更深功名富貴泥中夢自与白雲本無心

昨日の栄華、今日の夢。重役たりし諸臣、斯る最期を遂けたり。守旧派は正議派より多く禄を食む。殊に崇広先君の寵臣なり。

慶応二年四月二十六日、崇広公逝去したれとも謹慎中なりしを以て、秘して喪を發せず。(慶應二年)同年六月十六日、徳広公東上の際、老中議して先君を退隠せしめ、徳広公に封を襲かしむ。

明治元年三月、徳広公病あり。同月二十八日、弟・隆広代りて京都に上る。

明治元年五月二日、鎮撫使・清水谷公考、函館五稜郭に蒞む。則ち、戸切地陣營の兵をして郭門を守らしむ。

明治元年八月十七日、下国東七郎を東上せしめ、新城を館村に築かんことを譜はしむ。

同年十月二十八日、館新城、略ほ竣成し。徳広公、新城に移る。執政・松前右京、参政・佐藤大庫、近侍・近藤

小文庫、氏家直方、牧村求馬、厚谷小金五、青山右金吾、蠣崎熊太郎、新井田鳳梧郎、佐藤破魔児、蠣崎源之丞

其外士卒三十二名従ふ。

明治元年十一月二十二日、脱走兵、鷲ノ木に揚陸して、蓼菜沼を経、峠下村に至り、大野陣營に逼る。二十三日、我

軍賊と戦て利なく。戸辺地陣營を焼て退却す。(道「福崎民部」)福嶋を砲撃す。又知内を侵し、激戦二日遂に了輔、福嶋を失ひ、織太郎、創を被りて退く。

十一月五日、賊、福山の列堡を砲撃し、砲台司令官・池田政知之れに死す。賊、進みて福山城東門、及後門を攻む。城兵殊死して戦ふと雖も兵器の利は彼れに在り。遂に守を失う。(道「福崎民部」)福嶋了輔、新田千里残兵を率て、江差に向ふ。(ひ)

十一月十二日、賊と稻倉石に戦て利なし。(ふ七脱)十四日、大瀧に戦ふて隊長・氏家直温之れに死す。賊大挙して館城を攻む。城兵殊死して戦ひ、之を却く。(七脱)十五日、徳広公挙族我等従ふて、乙部に迫る。賊再び館城を攻む。今井興之丞、軍事方・三上超順其他十四人戦死す。城遂に陥る。我兵賊と鵜村に戦ふて交綏す。

同月十七日、徳広公、残兵を新田千里に附して、熊石に次る而して、君公諸臣を会す。慷慨して曰く。今や四百余年の封土一旦挙けて賊の有となる。衆寡敵せずと雖も、武門の恥之れより大なるはなし。何の面目ありて世に立んや。只一死を以て天朝に謝せんのみと辞色凄惋將に自尽せんとす。諸臣之れを極諫す。姑く南地に避けて以て再挙を図らんと乞ふ。徳広公、力めて之れに随ふ。噫々又慷慨、君公関内より小舟を浮へて津軽に渡らんとす。近侍の我々、君公の供し、乗船せんとするに舟小の人多なれば、危険極まれり。因て用ひざるものは切捨に致しと抜刀せしものもある。病中の主君召思ひ止むなり。為すか俛に任せ、出帆す。津軽平館に揚陸し、二十一日、弘前薬王院に移りたり。

(道「又前残りなる人数は松前広市を始として五十余人」)
我等、松前右京等と謀り、賊將の許しを得て、公然十二月二十六日、舟を浮へて津軽三厩に渡り、(道「翌日青森に至る。其内」)陸路、弘前に行き、幕君の丹念を表されて又近侍となる。此より先きに、徳広公、復た武門の恥辱、痛憤に

堪へず。諸臣を集め、遺言して曰く、汝等同心・協力、修広・隆広を補翼し、勤王の典貫かざるあるなかれ。戦賊の兵敢て挙げざるあるなかれと。長歎一声、終に自尽す。嘔血淋漓則ち絶ふ。実に十一月二十九日也。享年二十五。

弘前長勝寺に仮葬す。

〔一八六九〕明治二年一月五日、修広、襲封す。従五位下に叙す。

〔明治二年〕

同年四月九日、薩、長、州、岡、水、伊、福、津、其勤王諸藩天朝の命に依り、賊徒征伐として軍艦八隻にて、乙部より江差・福山それより函館を砲撃し、陸軍亦、乙部に揚陸して分れて江差館に向ふ。漸進福山を攻落す。館に向ひし兵、山道より函館に向ふ。賊五稜郭に入る。官軍海陸より函館を攻む。且五稜郭を砲撃厳なり。賊兵砲弾不足し、且つ兵糧亦尽く。賊將・榎本釜次郎武揚、皆に代りて自尽せんとす。衆人之を留むといふ。終に白旗を揚げ、数百人降伏す。乱全く平く。実に戊辰己巳の二年に互る。

〔明治二年〕

同年八月十五日、修広公初めて東上。従五位ノ上に叙す。九月十五日、修広参朝。天皇陛下出御、修広の軍功を嘉し、賞典二万石賜はり、且、兼光の軍刀一口を賜ふ。

〔明治二年〕

同年九月十八日、小金吾改め慕と称す。〔一八七〇〕明治三年一月、近侍となる。六月七日付御朱印御由緒之且つ御統柄につき、内応家従、申付らる。

〔一八七一〕明治四年、廃藩置県。〔明治四年〕

同年九月二日、天朝の命に依り、修広公、東京詰となる。挙族城を明けて将さに東上せんとす。市中なんとなく寥々寂然たり。従来、江差浜小屋、福山入船、江戸にも無い。江差照々、其頃函館曇る。花

の福山花か咲くと云ふ俚謡あり思ひ出せは昔の営（通称栄也）華偲はるゝ。今や君去りて、後ち福山城の三層楼（道のみ記載）を及、玄関（元

聚楽亭の玄関豊公より貰ふ）及、玄関前の門（此の二は現今、松城小学の入口なり）の三残すのみ。

愈、十月三日、修広公、福山を去り出発す。松前広甫・下国邦衛・近藤小文庫・豊田木工及、予等扈従す。平出喜三郎、自分入費にて随行す。函館福嶋屋に至り、横浜行き汽船なきため滞在す。時に往時、飛内策馬町奉行勤務中、英国汽船、福山航海中北風烈敷吹き、怒涛のため大沢村海岸に吹き揚られ、船長外十三名松前侯の救助を得て、

本国に帰りたる。英人当時、函館に別荘を構へ、幸ひ同氏汽船入港すあり。昔の恩儀に報ひんとして横浜まで無賃乗船申出てたり。且又、別荘に於て君公招待せらる。承諾答礼として、宝物の金杯、金紋の重函一組進物として、小文庫、慕使者の命を受け、之を贈与す。修広公始め老夫人、若夫人、右京、邦衛、慕、小文庫及、女中・清瀬、浪江等洋館別荘に列す。西洋料理の饗応に預り、歌舞、音曲、西洋躍りの馳走を受く。午後八時帰館せり。

時に臣等四名、突然函館にて暇賜はる。一統且つ驚き、且つ憂ひ、君恩重とせは、親恩輕し。親恩重とせは君恩輕し。如何せんと。右京に謀りたるに、財整困難万止むを得ざるなり。右京一人従ふ平出喜三郎、自費にて随行すること、なりたり。

時に平出喜三郎、余等一同に別れの酒宴を催ふさんとて、武蔵野樓に招待あり。樓上宴席に列したるに勝らす劣らず衣裳揃にて意気揚々として、杯盤、酒肴、膳部を配る中には翠の黒髪光輝ある。玳瑁の櫛、金釵の楔欄、花あり蝶あり綾羅の袂は目に赫突て、実に武蔵の野に黄金花開き、錦繡の衣裳、宴席に曳て、龍田ノ川に楓葉流るゝ、か如く。秋波聘々にして、愛敬溢れ、蓮歩軽くして、綺羅にも勝る美人等交々歌舞、音曲、諸藝躍は勿論、酒肴珍味の馳走にて其盛会なること郭内一層の賑ひなりき。午後十二時閉会解散す。

道のみづから

明治四年同年十一月十五日、修広公、挙家英国汽船に乗して拔錨す。同十七日、余等、福嶋屋を辞して帰福す。

明治五年明治五年五月五日、愛宕町地面及、家屋を北谷善右衛門に代金三百五十円に売渡したり。

明治六年明治六年八月十日、上京。松前広甫方に寄留す。

明治七年同七年十一月七日、賞典禄三十五石奉還す。

明治八年同八年十一月八日、永世、家禄二百五十石奉還して帰福す。

明治十年ノ役に従軍。下士官に任す。十一月十八日、除隊、帰る。

〔明治一七七八〕明治十一年三月、熊石村に引越のために、厚谷清に兼光刀一口、正親刀一口、助定刀一口、重箱器具、長持入預けたるに源一郎受取り、売払へたり。飛内には先祖伝来の具足一領、長持、長柄、鉋子、^{（道具）}杯等預けたるに、火災ありて之を焼失す。

〔明治一七八七〕明治十二年七月五日、熊石小学校七等准訓導となり、同十五年六月十三日、平田内小学校准訓導に轉任す。

〔明治一八八三〕明治十六年七月十九日、久遠郡太田小学校七等訓導に任せらる。同年十月二十九日、本県教育会開設に付、會員として出函命せらる。

〔明治一八八五〕明治十八年十月六日、依願免本官満年賜金を受く。

〔明治一八八六〕同十九年一月十八日、貝取間戸長役場筆主となる。

〔明治一八九一〕明治二十四年五月、役場を辞し、相沼内会議所書記となる。茲に九ヶ年間勤続す。慰勞金一百円給せらる。

〔明治一八九九〕明治三十二年九月二十六日、桧山郡土橋尋常小学校訓導兼校長に任す。特別加俸年額三十六円給す。

〔明治一九〇二〕同三十五年十一月十四日、久遠郡平田内尋常小学校訓導に転任す。三十六年十月、年功加俸三十六円給す。

〔明治一九〇六〕同 年六月二十一日、平田内村字小川村八番地に家屋を新築し、此に庸彦を置き、畑地二町歩益原より購求す。

資金三百円を与へ、学用品及、日用雜品店を開かしむ。傍て未開地十町歩、中山与四郎と共同開墾す。別に熊石に宅地二ヶ所、湯ノ尻に二ヶ所、平田内に海産干場二ヶ所を求む。

〔明治一九一〇〕明治四十三年三月三十日、教員職依願免本官。時に小学校令施行規則第二百二十二条に依り、満二ヶ年間休職辞令を受く。

〔明治一九一三〕同 年八月二十八日、旧藩士・宮内敬信の進めにより、歌棄郡歌棄二級町村書記命せらる。

〔明治一九一四〕明治四十四年一月、歌棄に庸彦来り。漁業資本金二百円借受けたしと云ふ。特に三十有余年苦心慘憺しつ、俸給

の幾部を割いて貯蓄したる内貸与す。

(明治四十四年)

同年四月十八日、小学校数年勤続の功により、一百五十一円給与せらる。

(一九一四年)

大正三年一月十二日、宮内敬信卒す。

(大正三年)

同年三月十八日、歌棄村書記依願辭職。同月二十八日、小川に帰村す。

庸彦、由店帳簿調査するに貸方は日を逐ふて益々貸込みとなる。何となれば連年不漁のため、皆納不可能の状態なり。中に入金するものもあるも、又直く借るゝの約束をして入金したるものゝ如し。況や店の現金は漁業用に流用しつゝありて、建鋼業既に九ヶ年間継続せるも不幸にして連年失敗に終り、年を逐ふ毎に負債となり、請求矢の如し。見るに忍ひす。拙老出金し之れかため父子とも無一文となり。家宅地ともに債権者に渡す。一時困難の場合、飛内氏に図りしに将来、漁業は見込なしと。

菊地農場に雇はれ傍ら、農業従事すへき厚意に接し、柔魚漁あるにも拘はらず。漁業は前途遼遠なり。且つ嫡孫・保の学問も出来ず。庸彦、老いて後悔あらんと思ひ、断然漁業を廃すへしと説諭し。

慕弟・為太郎十三歳にて隆広公の扈從となり。村上温次郎嗣子となる。戊辰ノ役従軍。傷を被り、賞典五十石賜はり、村上家より復籍す。後、佐藤エイ、後見人となり。

佐藤家改革の爲め、同家所有の家藏諸道具売払代金五百円、八木弥兵衛、竹内学に預けたるに八木氏出奔行衛(マ)不明となり。竹内氏も預り金費消し、遂に遺書を枕に自殺す。之れかため窮況に陥りたり。依て湯ノ尻に取寄せ、為太郎を太田村書記に雇はせ、妻を娶り、長女タニを遺して、明治二十四年三月十七日卒す。行年三十七。源徳院隨應無方居士と号す。時に為太郎、負債あり。長女タニ、湯ノ尻に引取り、為太郎、財産全部妻に与へて離縁す。五円、三円或は八、九円の不償は慕弁償す。志摩由五郎独り、二十円あり。十五ヶ年賦に取定めたり。又不幸なる

かな。夕二疱瘡を病みて死す。

其後、志摩由五郎太田を去り、請求なし打棄置けり。然るに明治三十三年五月、土橋（道・土橋小学校）学校在勤中、突然江差裁判所の手を経て、元利百十円の支払命令と同時に、慕、財産差押へらる。止むを得ず元利金弁償す。

而して、佐藤エイは齋藤末太郎妻となす。子なき故に二郎養育し、佐藤家を嗣かせんとす。時に明治二十四年五月、鯨荷物売代金二百五十円、齋藤末太郎に託し、来年迄の米増及び、漁具買入として江差に遣り。米増及び漁具買入、川崎船に積み出帆せしに関内沖に旅て暗礁に突当り、船舳破壊と共に荷物流失し、殆ど窮す。慕、貝取澗を辞して相沼村に雇はれ前金百五十円借れて、翌年まで親共家族生活することを得たり。齋藤末太郎よりエイ離縁引取りたり。而して末太郎よりは迄二郎養ひたる米増一時に請求せられ、又、慕弁償す。且又、エイ一身上に関し、飛内祖父に言上出函させ、永く世話になり、今の八木豊吉妻となる迄の厚恩筆紙に尽し難し。故に佐藤家を嗣くもの飛内家の恩儀忘るへからず。

弟・祥三郎、幼児より飛内祖父母に養はる。相当教育を受く。十七歳にて上京。松前広甫方に寄留す。陸軍教導団学校に入り、卒業後、陸軍々曹に任せらる。青森師団付となり、又、第一中隊・第二中隊分隊司令官となり。奉職中、飛内祖父、青森に行き、軍督・桜井直一に謀り、祥三郎軍籍罷免を乞ひて寄せ取り、資本を与へ、商業従事せしも軍人氣性あり。買入少し、身自を懶惰に流れ、失敗に失敗を重ね（道・むね）子、遂に其身を寄する所なきに至れり。自暴自棄、諸方流浪し、当今室蘭にあり。

弟・五男五郎、又は五郎と云ふ。明治十一年三月、八歳のとき母に連れて熊石に來り。当時戸主・慕、自宅に小学児童初年級を收容し教授す。又、教員試験及第し、雲石学校教員となりて、久遠郡平田内学校に転す。故に親共始め五男五郎の家屋、湯ノ尻二十一番地買受け引越す。未開地一町五反開拓し、海産干場を買求め、漁業従事させ

之れに要する日用諸道具は勿論、漁具網船等貸与す。一世帯持たせ、父母を此に置き、戸主・慕は学校に寄宿す。故に毎月多少の金員を親の元に送る。後ち母、此に病んで卒す。故に母の守刀と一觀女の肖像は、五男五郎方にあり。何時にても請求取戻の權利あり。依て茲に記す。

時に五男五郎二十二歳の時、妻を娶らんとて愚兄、乙部に出張。^(道徳)沢田利右エ門方に行きて挨拶せしに、字小川に愛知藩の開墾あり。往て見るへしと答ふ。故に澤田と共に出張。太田馬之助方へ赴き、長女懇望するに早速承諾す。沢田夫婦を仮親とするに相当祝儀を出して沢田家にて結婚式を挙げて陸路出立し、正式結縁す。長男・一郎、二男・二郎、長女・キヨ、二女・キヌ、三男・竹四郎、三女・イヨ、五男・衛治、四女・イトの八人あり。

弟・源一郎、福山西館町九番地に別居す。

妹・タケ、明治三十三年五月二十八日、江差上町三十九番地、太田鉄五郎妻となる。

第十八代 庸彦^(八七) (明治十一)

慕長男・厚谷庸彦と称す。母は福山馬形東上ノ町、阿部富七・長女喜津。明治十年四月二十三日、福山愛宕町三番地に生る。妻は松山郡泊村二十五番地、佐藤林^(道徳)藏・二女なり。

明治十一年三月、父母に随ひ、熊石に来る。明治十六年四月十一日、平田内小学校に入学す。明治十七年十月十八日太田小学校初等科第五級修業す。明治二十年十月、湯ノ尻小学校第四級修業す。同二十三年十月、第三級修業す。

明治三十年十二月一日、現役兵として第七師団に入営す。明治三十一年七月二十五日、射撃演習として嶋牧地方へ出張。二十八日、帰営す。八月四日、遊泳演習として石狩地方へ出張。八日、帰営。第一等遊手とな道る。同三十二年三月六日、定山溪を経て、室蘭地方に出張。十六日、帰営。後、器械体操優等賞を受く。又、銃劍試合

に優等賞を受く。品行方正、勤務勉勵、學術技芸に熟達す。依て褒賞休暇二日を賜はり。三月二十日、同上褒賞休暇一日を賜ふ。同(明治三十二年)年三月二十五日、同上褒賞休暇一日の辞令を受く。八月十八日、褒賞休暇二日の辞令を受与せらる。

明治二十三年九月十五日、岩内地方へ行軍出張。(道「十五日」)十九日帰營。十月二日、射擊演習岩内出張。二十五日、帰營。

同(明治三十三年)年十一月四日、機動演習として旭川地方へ出張。十五日、帰營す。

明治三十三年二月一日、品行方正、勤務勉勵優等として一日間の褒賞休暇辞令を賜与せらる。同(明治三十三年)年三月一日、

四月二日同上一日間の褒賞休暇を与へらる。又、九月二日同上一日間の褒賞休暇を賜ふ。

明治三十三年九月十七日、戦闘演習として石狩地方へ出張。二十三日、帰營す。十月六日、行軍演習として小樽

地方に出張。十三日、帰營。十四日、射撃徽章授与せらる。

明治三十三年十一月三十日、師団長より善行證書授与せらる。即日除隊す。

同(明治三十三年)年十二月一日、予備兵に編入す。

明治三十五年七月一日、演習召集二十八聯隊に入隊、勤務す。二十二日解隊、帰村す。

同(明治三十七年)年三月十七日、演習召集、勤務。二十三日、解隊、帰村す。

同(明治三十七年)年八月五日、七師団動員命あり。予備歩兵二十六聯隊第十一中隊に応召、入隊す。十月三日、聯合射撃に其

成績、優等に付賞品授与せらる。十月十一日、補充大隊第一中隊に編入せらる。十月二十七日、師団第十三旅団、第十四旅団歩兵第二十四聯隊、第二十五聯隊、第二十六聯隊、第二十七聯隊、第二十八聯隊等戦地に向ふ出発す。

予備隊のみ七師団に残りたり。

明治三十八年二月四日、陸軍下士官上等兵に任ず。二月五日、戦地出兵補充とし動員。

（追のみ記載）

二月七日、堂所出發。十五日、第三軍編入の命を受く。同月二十日、大阪出發、大連に上陸。南山を経て、金州等は既に日本軍陥落し、遼陽附近に進む。遼陽は南滿州中奉天に次ぐ市城にして、歴史上昔より世に知らるゝ地点なり。漢の世既に襄平、遼陽の二県を置き、明朝に至りて遼衛を設定し、天命六年三月、清の太祖、明兵を此地より駆逐して都を興京より遷し、奉天に遷都し、康熙四年改めて遼陽州を設け、州廳を城内に置く。城の南方に里山峰漸く陵夷して、平野に尽く所屹として、直立三百尺高く蒼空に聳て、千里遼野を睥睨する。其昔唐の太宗、高麗を征服して蹕て、其上に駐めたるに、依て別に駐蹕山の名あり。四郊の村邑中、東京陵新城の如きは何れも皆清朝祖先の宮居ひし禁地なちと云ふ。是を以て日露戦争の起るや。陸軍の作戰目標は先遼陽に向ふて選定せられ。第一軍二軍は平壤義州を経て、鳳凰城連山開より其東側に向ひ、第三軍は南山金州蓋平を経て、大石橋より其南面に向ひる。北陵の一戦にて三月十日、後頭部貫通負傷す。

（明治三十八年）

同年三月第三句より五月二句まで大阪予備隊病院天下茶屋分院に收容せられ療養を受く。同月三句より六月十二日まで東京予備病院戸山分院に移され療養を受く。

（明治三十八年）

同年六月十三日、帰郷療養退院命せられ、即ち帰郷旅費金二十五円十八銭受領、帰村す。時に傷兵帰郷療養期は九十日間なり。

（明治三十八年）

同年六月十七日、道応長官より左の慰問使あり。夫れ日露国交断絶し、征露の師起るや。君も亦召されて其軍に従ふ弥。来数閏月或る時は炎熱金を爍かす満州の野に凜冽指を墜す北陵ら攻撃に苦心慘憺忠戦勇門殊功を奏す。傷て後止む。嗚呼何ぞ其れ忠勇義列なる千歳の下、其芳名長く竹帛に垂るへし。今茲に貴下の名譽ある戦傷を聞知し、謹て慰問す。為邦家自愛せられよ。

（明治三十八年）

同年□月□日、平和詔勅下る。帰郷、其疾解除せらる。

明治三十九年四月一日、陸軍大臣の奏請を経て、勅定の従軍徽章授予せらる。四月二日、明治三十七八年戦役の功に依より勲八等白色桐葉章授け賜ふ。尚、一時金八十円賜ふ。同(明治三十九年)年二月十一日、帝国軍人会総裁長・貞愛親王より在郷軍人会平田内分会副長囑託せらる。

明治四十四年十二月六日、日本赤十字社正社員となる。同(明治四十四年)年十二月十四日、松山郡赤十字委員部協賛委員囑託せらる。

時に明治三十九年四月、始めて鯨建網業に従事せしも不漁にて損害に了りたり。同(明治四十年)も不漁す。又、四十一年も不漁す。同(明治四十二年)年、桙三枚捕ふたるも時化の爲め投棄す。

明治四十三年度、建網鯨百石余收穫せしも前々年度下りに勘定す。尚、本年度仕込金負債となり。

明治四十四年度、建網鯨皆無なり。

明治四十五年度、建網鯨桙一枚收穫せしも又、不幸なるかな時化のため放棄。

大正二年度、鯨建網經營せしも不漁に終りたり。

大正三年度、鯨建網經營せしも又、是れ皆無なり。

大正四年度々同断又、決に終りたり。

大正五年度、建網一統經營天無情なる哉。漁期中、時化にて皆無の不幸に連年際会す。之れかため家宅地面とも網船に至るまで差押へられ、尚ほ余、余れる負債あり。

- (1) 田端宏「厚谷重政、胡奢魔允鎮庄に功績?——厚谷家録を読む——」(北海道史研究協議会『会報』第九五号)二〇一四年。
- (2) 三浦泰之・東俊佑「松前藩家臣の由緒書——『近藤家由緒書』について——」(『北海道開拓記念館調査報告』第四十四号)二〇〇五年。
- (3) 海保嶺夫「松前家臣団の成立」(著書『幕藩制国家と北海道』三一書房 一九七八年)四七頁。
- (4) 田端(二〇一四)七頁。
- (5) 田端(二〇一四)五頁。
- (6) 山本英二「近世の偽文書——武田浪人を事例に——」(久野俊彦・時枝務編『偽文書学入門』柏書房、二〇〇四年)八〇頁。
- (7) 『続群書類従』巻第一百五(系図部十 畠山系図)に重政の記述なし。
- (8) 註7『続群書類従』三百八十八頁。義康は義国の二男と見ることができる。
- (9) 註7『続群書類従』三百八十八—九頁。義房の記述なし。
- (10) 註7『続群書類従』三百八十九頁。源義清は義康の長男と記載されている。
- (11) 治承・寿永の乱の一つで、寿永二「一一八三」年閏十月一日、備中国水島(現在の倉敷市玉島)において源義仲軍と平氏軍との交戦である。
- (12) 前掲『続群書』三百八十九頁。源義兼は義康の次男と記載されている。
- (13) 現在の檜山郡石崎
- (14) 「信廣記に長祿元年丁丑夏五月にこの軍事ありと書せり。同じか真なるや」と欄外に補足あり。
- (15) 『福山秘府』(『新撰北海道史』第五巻)によると、蠣崎季繁は寛正三(一四六二)年五月十二日に死去しているため、誤記であろう。
- (16) 『秘府』によると、永正十二(一五一五)年六月二十二日の出来事とされている。
- (17) 大永の改元は八月二十三日。
- (18) 天文の改元は七月二十九日。
- (19) 『秘府』によると、森山出陣は天文十五「一五四六」年となっているので誤記か。
- (20) 天文二十「一五八八」年の誤記か。
- (21) 『秘府』一八四頁。「慶広院殿海翁永泉大居士」と記述されている。
- (22) 河野季通の娘は伝妙院で、蠣崎季広に嫁いているため、誤記と考えられる。

- (23) 『秘府』(和田本)二十頁。厚谷貞政が死去したのが閏三月十三日で、酒井広種が死去したのが閏三月二十一日とされている。
- (24) 松前公広を指す。
- (25) 註19と同様。
- (26) 貞政の死去が寛永十四「一六三七」年三月十三日であることから、少なくとも年内に家督を相続していると推測される。また、「明暦元年」の「元年」が正しいとすれば、直近の「元年」は正保元「一六四四」年である。しかし、そうなると家督相続の間に七年間の空白ができてしまったため、考え難い。
- (27) 明暦二十年は存在しない。このアイヌ蜂起がヘナウケの蜂起に該当するので、寛永二十「一六四三」年のことであろう。
- (28) 寛永二十「一六四三」年の誤記か。しかし、子の政国が正徳三「一六四六」年に家督を相続したとすれば、三年間の空白が生じてしまう。
- (29) 正保三「一六四六」年の誤記か。
- (30) 『秘府』(和田本)二十二頁。承応二「一六五三」年の条に「東夷之由武久雷夷人害女奈支酋長加毛志太伊武因女奈之夷人叛下国内記広季佐藤権左衛門新井田瀬兵衛広成等発告于彼地平治」とあることから、これに該当すると推測される。
- (31) 『秘府』(和田本)二十三頁。寛文五「一六六五」年の条に記されている。
- (32) 註27と同様。
- (33) 『秘府』(和田本)三十頁。宝永元「一七〇四」年六月二十六日の条に記されている。
- (34) 政元の死後に家督を相続したとすれば、寛延三「一七五〇」年が妥当であろう。
- (35) 以下、第十四代・政幸までの文章は道序本のみ記載あり。
- (36) 文政三「一八二〇」年の誤りか。
- (37) 十一代目藩主・松前昌広を指す。
- (38) この段落の記述全てが道序本にのみ掲載されている。